

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分及び○年○月○日付けで請求人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場において、オペレーター業務及び製品の梱包・出荷作業に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、自宅で意識を失って倒れ、D医療機関に救急搬送され、「末梢神経障害、2型糖尿病、一過性意識障害、突発性難聴」と診断され、同年○月○日、E医療機関に受診し「身体化障害、気分変調症」と診断された。なお、請求人には、○年○月に○回、○年○月に○回、同医療機関へ通院し、抗うつ薬等を処方されている。請求人によると、○年○月頃より、不安感、めまいが時々出現してストレスがたまり、不眠によって体調を崩し、会社C工場に勤務してから、理不尽な作業実態、上司の暴言等によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）や労災隠し等に苦しみ、毎日精神も身体も追い詰められて倒れてしまい、普通の生活ができなくなったという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会は、○年○月○日付け意見書において、請求人は○年○月以前からストレス因により様々な身体症状が現れる ICD-10 診断ガイドラインの「F45.0 身体化障害」（以下「本件疾病」という。）の発病を繰り返していたが、糖尿病を誘因としながら意識消失に至った○年○月○日には、以前の疾患の再燃により本件疾病が顕著化した旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状経過等に照らし、同協議会の上記意見は妥当であり、請求人は、同日に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関して、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下認定基準に基づいて検討する。

(3) まず、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」については、見受けられない。

(4) 次に、請求人が、評価期間に業務による心理的負荷があったと主張している具体的出来事についてみると、次のとおりである。

ア 請求人は、過酷な作業として、①複数名で担当していた業務を1人で担当するようになったこと、②仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があったこと、③上司とのトラブルがあったこと、④業務に関連し、違法行為を強要されたこと、⑤（重度の）病気やケガをしたこと、⑥会社で起きた事故、事件について、責任を問われたこと等を挙げている。

(ア) ①の主張についてみると、請求人は、2人作業を1人でするようになった当初は交代要員がいたが、その後いなくなり、昼休憩もほとんど取得できずトイレも我慢していたと主張するので検討する。請求人は1人作業になったためにその場を離れづらくなつたと考えられることから、認定基準別表1の具体的出来事「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、請求人の作業は前々任、前任及び後任とも1人で行っており、機械を止めたり、ペースを落とすなどして休憩を取得していたとされることから、当審査会としても、決定書理由(略)で説示のとおり、複数名で担当していた業務を1人で担当するようになったとまでは認められないものと判断する。

(イ) ②の主張についてみると、請求人は、○年○月○日に同僚が腰を痛め休むことになったため、同僚の仕事も行ったと主張するので検討する。請求人は同月末頃に同僚が仕事に復帰するまでは同僚の仕事も行っていたと考えられることから、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、請求人の同年○月○日から○月○日までの1か月間の時間外労働時間数は11時間30分で、同年○月○日から○月○日までの7時間10分から若干変動があった程度であり、そのほか請求人が主張する箱詰め作業等の他班への応援は、主に所定労働時間内に手の空いた者が忙しい部署への応援に行ったにすぎないことから、当審査会としても、決定書理由(略)で説示のとおり、仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があったとは認められないものと判断する。

(ウ) ③の主張についてみると、請求人は、上司から「そこにいたお前が悪い」「査定を下げるぞ」「余裕あるな」等の暴言を日常的に受けていたと主張

するので検討する。上司は、請求人が主張する言動を言った覚えはほとんどなく、請求人に暴言を吐いたという認識はないと申述し、会社関係者は、請求人が上司から怒鳴られたり、人格を否定するようなことは言われていないと述べていることから、当審査会としても、決定書理由（略）で説示のとおり、上司から暴言を受けた事実は認められないと判断する。しかしながら、会社関係者の申述により、請求人は上司から仕事上のミス等で叱責されていた事実は認められるので、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて評価しても、上司から業務指導の範囲内である指導・叱責を受けていたにとどまるので、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(エ) ④の主張についてみると、請求人は、○年○月○日に仕事中に熱湯で右目の周辺に火傷をした時や、同年○月○日に同僚の運転するフォークリフトに接触し左手を負傷した時に、労働災害であるにもかかわらず健康保険を使用するように言われ労災隠しを強要されたと主張するので検討する。請求人の主張する事実は、認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討しても、請求人が負傷した際に、会社は、遅れはしたが労災扱いとしていることから、決定書理由（略）で説示のとおり、労災隠しがあったとまではいえず、業務に関連し、違法行為を強要されたものとは認められない。

(オ) ⑤の主張についてみると、請求人は、○年○月○日、同僚の運転するフォークリフトとの接触事故により負傷し、「左手関節捻挫」と診断され、○日間受診したものの休業はしていないことが認められる。

この出来事を、認定基準別表1の具体的出来事は「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）の項目に該当するとみても、負傷により入院したものでもなく、後遺障害も認められないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(カ) ⑥の主張についてみると、請求人は、○年○月○日に機械のメッシュが破損して製品に異物が混入したことで、始末書を書かされたと主張するので検討する。メッシュが破損して製品に異物が混入し出荷先からクレーム

があったことから、認定基準別表1の具体的出来事「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討しても、是正処置報告書は、請求人が書いた事故の経緯メモを参考にDが作成したのであり、請求人に始末書を書かせた事実はないことから、当審査会としても、決定書理由（略）で説示のとおり、会社で起きた事故、事件について、責任を問われたとまでは認められないものと判断する。

イ この他、請求人は、倒れる以前は、換気扇がなく、機械の温度が〇度近くになり、体感温度も〇度以上となる過酷な高温作業場で作業しており、劣悪な労働環境が発病に寄与している旨主張する。

しかしながら、上司は、当時もエアコンや扇風機が設置されており、現在の仕切りを取ったレイアウトより冷気が籠り作業しやすい環境であったとし、また、同僚は、室温は25度くらいで、熱い機械の前に長時間居ることはないとしている。

このため、当審査会としては、一件記録を改めて精査したが、請求人の前々任、前任ともに作業場の温度による体調不良を訴えておらず、作業場の温度が職場環境を著しく悪化させたとまではいえないことから、総合評価を強める要素にはならないと判断する。

ウ 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」である出来事が2つであることから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断するのが相当であり、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) 仮に、以前発病した本件疾病が寛解しておらず、〇年〇月〇日に自然経過を超えて悪化した場合について検討すると、認定基準においては、「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、悪化した部分について業務上の疾病として取扱うものとされている。

そうすると、上記(3)で既に述べたとおり、「特別な出来事」に該当する出来事は認められず、自然経過を超えて著しく悪化したとの医証も認められないことから、当審査会としては、本件疾病の悪化を業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(6) なお、請求人は、「末梢神経障害、2型糖尿病、一過性意識障害、突発性難聴」についても請求しているが、E医師が○年○月○日付け意見書において、これらの疾病の原因は不詳である旨述べていることから、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(7) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。